

〔論 文〕

# 有形固定資産の再評価モデルにおける 減価償却費と減損損失

菊 谷 正 人

## I はじめに

わが国の「企業会計原則」(第三・五・D)は、「有形固定資産については、その取得原価から減価償却累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。」と規定し、有形固定資産の期末評価基準として取得原価主義を強制適用する。

国際会計基準委員会 (International Accounting Standards Committee : 以下、IASC と略す) が 1982 年 3 月に公表した国際会計基準第 16 号「有形固定資産のための会計」(International Accounting Standard 16 “Accounting for Property, Plant and Equipment” : 以下、IAS16 (1982 年) と略す) は、再測定時 (決算日) における有形固定資産の帳簿価額 (carrying amount) として取得原価 (cost) または再評価額 (revalued amount) により計上することを容認している (IAS16 (1982 年) para.36)。カンファーマン＝ゼフ (Camfferman and Zeff [2007] p.132) の解説によれば、各国における会計実践を寄せ集めた原初基準である IAS16 (1982 年) には、当時の英国とオランダの会計実践を反映して再評価額による資産評価が認められている。

主要国の証券規制当局が加盟している「証券監督者国際機構<sup>(1)</sup>」(International Organization of Securities Commissions and Similar Agencies : 以下、IOSCO と略す) が、多国間登録制度とそのための国際的ディスクロージャー制度を促進できるように、IASC の IAS 改善活動を支援する立場を表明したため、IASC としてこの要請に応えるには、既存 IAS の複数・代替的な会計方針による自由選択的な会計処理から統

一的な (単一または限定された) 会計処理を標榜する公開草案第 32 号「財務諸表の比較可能性」(Exposure Draft 32 “Comparability of Financial Statements” : 以下、E32 と略す) を 1989 年 1 月 1 日に公表した。E32 に対する各国のコメントレーターを検討した結果、確定基準書 (すなわち IAS) としてではなく、取り敢えず「趣旨書」(Statement of Intent) という形で 1990 年 9 月に「財務諸表の比較可能性」(以下、「E32 趣旨書」という) を公表した<sup>(2)</sup>。

1989 年公表の E32・1990 年公表の「E32 趣旨書」の提案に従って 1993 年 11 月に改称・改訂された国際会計基準第 16 号「有形固定資産」(International Accounting Standard 16 “Property, Plant and Equipment” : 以下、IAS16 (1993 年改訂) と略す) では、標準処理 (benchmark treatment) として「原価モデル」(cost model)、代替処理 (alternative treatment) として「再評価モデル」(revaluation model) が強制適用された (IAS16 (1993 年改訂) paras.29-30)。

2001 年 4 月 1 日に IASC を改組・改称された国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board : 以下、IASB と略す) によって 2003 年 12 月に改訂され、2004 年 3 月に公表された国際会計基準第 16 号「有形固定資産」: 以下、IAS16 (2003 年改訂) という) は、再度、「原価モデル」と「再評価モデル」の選択適用を容認した (IAS16 (2003 年改訂) para.29)。このように、わが国では有形固定資産の評価基準には「原価モデル」が強制適用されるのに対し、国際会計基準では「原価モデル」のほかに「再評価モデル」も選択適用できる。

わが国の「企業会計審議会」に代わって、会計基準の開発・審議等を行う常設の民間組織として2001年7月26日に設立された「企業会計基準委員会」(Accounting Standards Board of Japan: 以下、ASBJと略す)は、IASC公表のIASおよびIASBが作成・公表している「国際財務報告基準」(International Financial Reporting Standard: 以下、IFRSと略す)に収斂する形で「企業会計基準」を作成・公表してきた。とりわけ、2007年8月8日にASBJとIASBとの間で締結された「東京合意」によって、会計基準の国際的収斂(international convergence)の観点から現行の会計基準の改訂と新会計基準の設定を行ってきたが、IAS・IFRSと全面的または部分的に相違する会計方針には、圧倒的に有形固定資産に関する会計方針が多い。棚卸資産・金融資産等の重要な資産に関する会計基準は整備・収斂されてきたが、有形固定資産に関する会計基準は、1949年7月9日公表・1982年4月20日最終改正の「企業会計原則」の規定のままに放置され続けている。企業経営にとって重要な有形固定資産に関する会計基準が経済・社会的環境の変容によっても改正されない制度的疲労化現象・制度的不備は是正されるべきであり、「有形固定資産に関する企業会計基準」の創設が早急に要請される(菊谷〔2020〕33頁)。

その場合、会計基準の国際的収斂のためにも、わが国における財務会計制度の発展のためにも、有形固定資産の期末評価として「再評価モデル」も選択適用できる会計基準が設定されるべきである。本稿では、IAS16で適用可能である「再評価モデル」の特徴を解明し、これに対する批判的検討を加える。

## II IASBにおける再評価モデルの意義と特徴

「原価モデル」は、有形固定資産の帳簿価額として、取得原価から減価償却累計額・減損損失累計額を控除した価額で評価する方法である(IAS16(2003年改訂) para.30)。この会計方針は、取得原価主義に基づく資産評価基準である。

「再評価モデル」は、資産の当初認識・測定後、再測定時(原則的には、決算日)において

公正価値(fair value)が信頼性をもって測定できる有形固定資産の帳簿価額として、再測定(再評価)実施日における公正価値から減価償却累計額・減損損失累計額を控除した評価額で計上する方法である(IAS16(2003年改訂) para.31)。この会計方針は、時価主義に基づく資産評価基準である。

有形固定資産の「公正価値」は、通常、査定によって決定される市場価値(market value)であるが、IAS16(2003年改訂)(paras.32-33)の規定に従えば、土地・建物の公正価値は、有資格の鑑定人の行う評価による市場価値に基づく証拠によって決められ、特殊な性質であり、売買がめったにないために市場価値の証拠となるものがない場合には、減価償却後の再調達原価(depreciated replacement cost)または現在割引価値(discounted present value)を用いて見積ることもできる。

公正価値の変動が激しいときは、毎年、再評価が必要であり、少なくとも3年から5年ごとに再評価しなければならない(IAS16(2003年改訂) para.34)。毎決算日または定期的に有形固定資産が再評価されるならば、取得年次が異なる複数の取得原価によって集計されたために同質的価値ではない会計数値によって測定される「原価モデル」よりも、再測定時における現在の価格(current price)で画一的に再測定・集計された会計数値によって作成される「再評価モデル」の方が、現在における利害関係者にとっては有用である(菊谷〔1995〕140頁)。

有形固定資産を公正価値で再評価した場合、再評価の結果として増加した帳簿価額の増加額(increase)は、「再評価剰余金」(revaluation surplus)の科目を付して「その他の包括利益」(other comprehensive income: 以下、OCIと略す)に認識し、株主持分に直接貸記しなければならない。ただし、再評価剰余金は、以前に費用として認識された同一資産の再評価による減少額を戻し入れる範囲内で収益として認識しなければならない(IAS16(2003年改訂) para.39)。

なお、当該資産の認識の中止(たとえば、売却処分)が行われた場合には、再評価剰余金は利益剰余金に振り替えられている(IAS16(2003

年改訂) para.41)。つまり、再評価剰余金は当期損益には算入されないが、いずれ売却譲渡時等（認識の中止）には利益剰余金に振り替える会計処理が採択されている。新田（2007、7頁）も解明するように、投資総額を確定し再評価剰余金を最終的には利益とする会計処理には、結果として記録つまり簿記の次元で「投資資本の回収計算」が貫徹されている。すなわち、売却譲渡時等の認識中止時点には、投資総額（取得原価）を回収するために取得原価主義（原価モデル）に回帰している。

他方、再評価の結果として減少した帳簿価額の減少額（decrease）は、当期の損失として計上される。ただし、当該減少額は、当該資産に関する再評価剰余金の貸方残高の範囲内で OCI に認識され、OCI に認識された当該減少額は、再評価剰余金に累積していた金額から控除される（IAS16（2003年改訂） para.40）。

たとえば、 $t_1$  期首に土地を 5,000 万円で取得し、 $t_1$  期末に 6,000 万円と再評価され、 $t_2$  期末に公正価値が 4,500 万円に下落したが、さらに  $t_3$  期末に 5,700 万円まで上昇し、 $t_4$  期末に 6,200 万円で売却処分したと仮定する場合、当該土地の当初測定・再測定・認識の中止（取得時・再

評価時・売却時）における仕訳処理は次のとおりであり、図 1 では、当該土地の帳簿価額や再評価剰余金の推移が示されている（菊谷〔2007〕42頁）。

$t_1$ 期首（当初測定時・取得時）：	
(借) 土          地	50,000,000
(貸) 現          金	50,000,000
$t_1$ 期末（再測定時・再評価時）：	
(借) 土          地	10,000,000
(貸) 再評価剰余金	10,000,000
$t_2$ 期末（再測定時・再評価時）：	
(借) 再評価剰余金	10,000,000
土地評価損	5,000,000
(貸) 土          地	15,000,000
$t_3$ 期末（再測定時・再評価時）：	
(借) 土          地	12,000,000
(貸) 土地評価益	5,000,000
再評価剰余金	7,000,000
$t_4$ 期末（認識の中止時・売却時）：	
(借) 現          金	62,000,000
再評価剰余金	7,000,000
(貸) 土          地	57,000,000
利益剰余金	7,000,000
土地売却益	5,000,000

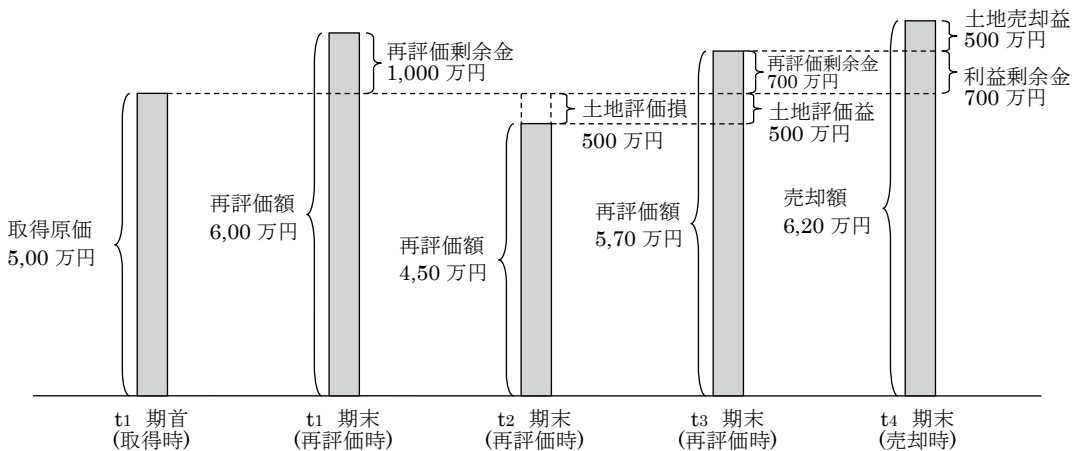


図 1 IASB の再評価モデルによる帳簿価額と再評価剰余金の推移

出所：菊谷正人〔2007〕「国際会計基準第 16 号『有形固定資産』の総合的・分析的検討」『経営志林』第 44 巻第 1 号、42 頁。

IASBは、2011年5月に「国際財務報告基準第13号 公正価値測定」(International Financial Reporting Standard 13 “Fair Value Measurement”：以下、IFRS13と略す)を公表し、「公正価値」の定義として、測定日に市場参加者間における秩序ある取引(an orderly transaction between market participants)により資産を売却することから受け取られる価格に統一した(IFRS13, para.9)。米国の財務会計基準審議会(Financial Accounting Standards Board：以下、FASBと略す)により2006年9月に公表された「財務会計基準第157号 公正価値測定」(Statement of Financial Accounting Standards No.157 “Fair Value Measurements”：以下、SFAS157と略す。現在、FASBによる会計基準のコード化体系によってAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」となっている)が、「公正価値とは、市場参加者間による秩序ある取引において、資産の売却によって受け取るであろう価格をいう。」(SFAS157, para.3)と定義したため、IASBも追随・同調して「公正価値」を売却価格と同一視している(菊谷〔2020〕25頁)。

IFRS13公表後の2012年5月に修正・公表されたIAS16(2012年修正)(para.6)の規定では、「公正価値」の定義は、市場参加者間における秩序ある取引において、測定日時点に資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格に変更されている。

上記設例では、非償却資産の土地を対象としたので、損益計算上の問題はさほど生じないが、減価償却資産である場合には決算ごとに減価償却費を計算しなければならないので、減価償却の基礎価額に対して取得原価または再評価額(公正価値)を採るのかによって、将来において配分される「償却可能価額」(depreciable amount)は異なり、当該期間の減価償却費(depreciation charge)に影響を及ぼす。IAS16では、有形固定資産の再測定額(期末評価額)、すなわち減価償却の基礎価額として「原価モデル」と「再評価モデル」の選択適用が容認されているが、「再評価モデル」による減価償却費は再評

価額(時価)に基づいて計算される。

さらに、減価償却資産に「再評価モデル」を適用した場合には、減損損失の会計処理(とりわけ、減損損失の戻入れの会計処理)も「原価モデル」とは相当に異なる。

### Ⅲ IASBの再評価モデルにおける減価償却費

#### 1. 時価が上昇した場合における減価償却費

前述したように、減価償却資産の費用分配手続として減価償却を行う際に、どのような基礎価額を与えるのかによって「償却可能価額」が異なるので、当該期間の減価償却費に影響する。「原価モデル」による減価償却費は取得原価に基づいて測定され、「再評価モデル」では、減価償却費は再評価額(公正価値)に基づいて計算され、全額損益計算書に算入される。

「再評価モデル」によって減価償却資産を再評価した場合、再評価に伴う減価償却累計額は次のいずれかの方法によって計上・表示される(IAS16(1982年) para.23, IAS16(1993年改訂) para.35, IAS16(1998年改訂) para.33, IAS16(2003年改訂) para.35)。

- (a) 再評価後の資産の帳簿価額が再評価額と等しくなるように、資産の減価償却累計額控除前の帳簿価額の変動に比例して改訂される。
- (b) 再評価前の減価償却累計額を消去し、その正味再評価額を新たな帳簿価額とする。

上記(a)法は、機械の陳腐化等による再評価を行う場合のように、当該資産が指数によって減価償却累計額控除後の再調達原価に再評価される建物等に用いられることが多い。(b)法は、市場価値で再評価できる建物等に用いられることが多い。

たとえば、 $t_1$ 期首に備品(耐用年数5年、残存価額0、定額法による)を100万円で取得し、 $t_2$ 期末に時価が72万円と2割増しに上昇した場合には、下記のような仕訳処理が必要である。なお、計算の簡素化のために、時価による基礎価額は次期以降の減価償却費を対象とする(菊谷〔2007〕43頁一部加筆修正)。

- (a) 法

t<sub>1</sub> 期首 (当初測定時・取得時) :  
 (借) 備 品 1,000,000  
 (貸) 現 金 1,000,000

t<sub>1</sub> 期末 (償却時) :  
 (借) 減価償却費 200,000  
 (貸) 減価償却累計額 200,000

t<sub>2</sub> 期末 (償却時・再評価時) :  
 (借) 減価償却費 200,000  
 (貸) 減価償却累計額 200,000  
 (借) 備 品 200,000 <sup>(1)</sup>  
 (貸) 再評価剰余金 120,000 <sup>(2)</sup>  
 減価償却累計額 80,000 <sup>(3)</sup>

(1)  $(720,000 \div 600,000) \times 1,000,000 - 1,000,000 = 200,000$   
 (2)  $720,000 - 600,000 = 120,000$   
 (3)  $(720,000 \div 3 \text{年} - 400,000 \div 2 \text{年}) \times 2 \text{年} = 80,000$

t<sub>3</sub> 期末・t<sub>4</sub> 期末・t<sub>5</sub> 期末 (償却時) :  
 (借) 減価償却費 240,000 <sup>(4)</sup>  
 (貸) 減価償却累計額 240,000  
 (4)  $720,000 \div 3 \text{年} = 240,000$

(b) 法

t<sub>1</sub> 期首 (当初測定時・取得時) :  
 (借) 備 品 1,000,000  
 (貸) 現 金 1,000,000

t<sub>1</sub> 期末 (償却時) :  
 (借) 減価償却費 200,000  
 (貸) 減価償却累計額 200,000

t<sub>2</sub> 期末 (償却時・再評価時) :  
 (借) 減価償却費 200,000  
 (貸) 減価償却累計額 200,000  
 (借) 減価償却累計額 400,000 <sup>(5)</sup>  
 備 品 600,000

(貸) 備 品 400,000  
 減価償却累計額 480,000 <sup>(6)</sup>  
 再評価剰余金 120,000

t<sub>3</sub> 期末・t<sub>4</sub> 期末・t<sub>5</sub> 期末 (償却時) :  
 (借) 減価償却費 240,000  
 (貸) 減価償却累計額 240,000  
 (5)  $200,000 \times 2 \text{年} = 400,000$   
 (6)  $(720,000 \div 3 \text{年}) \times 2 \text{年} = 480,000$

このように、(a) 法を選択した場合には、t<sub>2</sub> 期末時の時価 72 万円と帳簿価額 60 万円 (= 取得原価 100 万円 - 減価償却累計額 40 万円) との割合に応じて、基礎価額を 100 万円から 120 万円 (= (時価 72 万円 ÷ 帳簿価額 60 万円) × 取得原価 100 万円) に、減価償却累計額を 40 万円 (= 減価償却費 20 万円 × 2 年) から 48 万円 (= (時価 72 万円 ÷ 3 年) × 2 年) に修正される。時価 (72 万円) と帳簿価額 (60 万円) との差額 (12 万円) は、再評価剰余金として設定される。再評価後における減価償却費は、再評価額 (72 万円) に基づいて計算されるので、取得原価に基づく 20 万円ではなく、24 万円である。他方、(b) 法によれば、従来の減価償却累計額 40 万円 (= 20 万円 × 2 年) を取り崩し、新たに時価に基づく減価償却累計額 48 万円を計上する。減価償却の基礎価額は (取得原価 100 万円に基づく) t<sub>2</sub> 期末時の帳簿価額 60 万円から t<sub>2</sub> 期末時の時価 72 万円に切り替えられる。いずれの方法によっても、t<sub>2</sub> 期末の簿価額は 72 万円であり、再評価後の t<sub>3</sub> 期末・t<sub>4</sub> 期末・t<sub>5</sub> 期末における減価償却費は 24 万円であることには差異はない (菊谷 [2007] 44 頁)。

表 1 では、「原価モデル」と時価上昇時の「再評価モデル」の減価償却費、減価償却累計額、

表 1 原価モデルと再評価モデル (時価上昇時) における勘定科目の金額の比較 (単位: 円)

評価モデル	勘定科目	t <sub>1</sub> 期末	t <sub>2</sub> 期末	t <sub>3</sub> 期末	t <sub>4</sub> 期末	t <sub>5</sub> 期末
原価モデル	減価償却費	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
	減価償却累計額	200,000	400,000	600,000	800,000	1,000,000
	再評価剰余金	—	—	—	—	—
再評価モデル	備品(帳簿価額)	800,000	600,000	400,000	200,000	0
	減価償却費	200,000	200,000	240,000	240,000	240,000
	減価償却累計額	200,000	480,000	720,000	960,000	1,200,000
	再評価剰余金	—	120,000	—	—	—
	備品(帳簿価額)	800,000	720,000	480,000	240,000	0

出所: 著者作成。

帳簿価額、再評価剰余金の金額が比較・表示されている。

「原価モデル」を採用した場合、時価の変動時点 ( $t_2$  期末) に再評価は行わないために、減価償却の基礎価額は取得原価のままであるので、減価償却費は毎期 20 万円と定額である。一方、「再評価モデル」(時価上昇時)を採用した場合、時価の変動時 ( $t_2$  期末) に時価が 12 万円上昇して 72 万円になったことにより、再評価の結果として増加した帳簿価額の増加額 12 万円は、「再評価剰余金」の科目を付して「その他の包括利益」に認識し、株主持分に直接貸記しなければならない。また、当該時価の上昇により、帳簿価額(基礎価額)が 12 万円増加したために、 $t_3$  期末・ $t_4$  期末・ $t_5$  期末における毎期の減価償却費が「原価モデル」を採用した場合に比べて、24 万円と 4 万円高く計上されている。

## 2. 時価が下落した場合における減価償却費

「再評価モデル」の計算構造・仕組みを完全・網羅的に解明するために、公正価値が下落した場合における設例を示すことにする。たとえば、前記設例(取得原価 100 万円、耐用年数 5 年、残存価額 0 円、定額法による)の備品の時価が  $t_2$  期末に 48 万円と 2 割下落したと仮定する場合、下記のような仕訳処理が必要である(菊谷[2007] 51 頁一部加筆修正)。

(a) 法

$t_1$ 期首 (当初測定時・取得時) :	
(借) 備品	1,000,000
(貸) 現金	1,000,000
$t_1$ 期末 (償却時) :	
(借) 減価償却費	200,000
(貸) 減価償却累計額	200,000
$t_2$ 期末時 (償却時・再評価時) :	
(借) 減価償却費	200,000
(貸) 減価償却累計額	200,000
(借) 固定資産評価損	120,000 <sup>(1)</sup>
減価償却累計額	80,000 <sup>(2)</sup>
(貸) 備品	200,000 <sup>(3)</sup>

(1)  $(1,000,000 - 400,000) \times (480,000 \div 600,000) - 600,000 = \Delta 120,000$

(2)  $(480,000 \div 3 \text{年} - 400,000 \div 2 \text{年}) \times 2 \text{年} = \Delta 80,000$

(3)  $(480,000 \div 600,000) \times 1,000,000 - 1,000,000 = \Delta 200,000$

$t_3$  期末・ $t_4$  期末・ $t_5$  期末 (償却時) :

(借) 減価償却費	160,000 <sup>(4)</sup>
(貸) 減価償却累計額	160,000

(4)  $480,000 \div 3 \text{年} = 160,000$

(b) 法

$t_1$  期首 (当初測定時・取得時) :

(借) 備品	1,000,000
(貸) 現金	1,000,000

$t_1$  期末 (償却時) :

(借) 減価償却費	200,000
(貸) 減価償却累計額	200,000

$t_2$  期末時 (償却時・再評価時) :

(借) 減価償却費	200,000
(貸) 減価償却累計額	200,000

(借) 減価償却累計額	400,000
-------------	---------

備品	200,000
----	---------

固定資産評価損	120,000 <sup>(5)</sup>
---------	------------------------

(貸) 備品	400,000
減価償却累計額	320,000 <sup>(6)</sup>

(5)  $480,000 - (1,000,000 - 400,000) = \Delta 120,000$

(6)  $(480,000 \div 3 \text{年}) \times 2 \text{年} = 320,000$

$t_3$  期末・ $t_4$  期末・ $t_5$  期末 (償却時) :

(借) 減価償却費	160,000
(貸) 減価償却累計額	160,000

上記 (a) 法では、 $t_2$  期末時の時価 48 万円と帳簿価額 60 万円との割合に応じて、基礎価額を 100 万円から 80 万円 (= (時価 48 万円 ÷ 帳簿価額 60 万円) × 取得原価 100 万円) に、減価償却累計額を 40 万円 (= 減価償却費 20 万円 × 2 年) から 32 万円 (= (時価 48 万円 ÷ 3 年) × 2 年) に修正される。再評価後における  $t_3$  期末 (以降) の減価償却費は、再評価額 (48 万円) に基づいて計算されるので、取得原価に基づく 20 万円ではなく、16 万円である。

他方、(b) 法によれば、従来の減価償却累計額 (40 万円) が取り崩され、時価に基づく減価償却累計額 32 万円が新たに計上される。減価償却の基礎価額は (取得原価 100 万円に基づく)

$t_2$  期末時の帳簿価額 60 万円から  $t_2$  期末時の時価 48 万円に切り替えられている。時価 (48 万円) と帳簿価額 (60 万円) との差額 (12 万円) は、固定資産評価損として計上される。

いずれの方法によっても、 $t_2$  期末の簿価価額は 48 万円であり、再評価後における減価償却費

は 16 万円であることには差異はない。

表 2 では、「原価モデル」と時価下落時の「再評価モデル」の減価償却費、減価償却累計額、帳簿価額、固定資産評価損の金額が比較・表示されている。

表 2 原価モデルと再評価モデル (時価下落時) における勘定科目の金額の比較 (単位: 円)

評価モデル	勘定科目	$t_1$ 期末	$t_2$ 期末	$t_3$ 期末	$t_4$ 期末	$t_5$ 期末
原価モデル	減価償却費	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
	減価償却累計額	200,000	400,000	600,000	800,000	1,000,000
	固定資産評価損	—	—	—	—	—
	備品(帳簿価額)	800,000	600,000	400,000	200,000	0
再評価モデル	減価償却費	200,000	200,000	160,000	160,000	160,000
	減価償却累計額	200,000	320,000	480,000	640,000	800,000
	固定資産評価損	—	120,000	—	—	—
	備品(帳簿価額)	800,000	480,000	320,000	160,000	0

出所: 著者作成。

## IV IASB の再評価モデルにおける減損損失

### 1. 減損損失と減損損失戻入れ

減損 (impairment) とは、固定資産の収益性低下によって投資額の回収が見込めなくなり、当該資産の回収可能価額 (recoverable amount) が帳簿価額より下回る場合における下落分をいう。つまり、資産の利用または売却によって回収される回収可能価額が、投下資本 (取得原価) に基づく帳簿価額よりも低い状態を「減損」といい、回収可能価額と帳簿価額との差額を「減損損失」(impairment loss) という<sup>(3)</sup>。

減損損失 = 帳簿価額 - 回収可能価額

ここに「回収可能価額」とは、IASB が 1998 年 6 月に公表し、IASB によって 2003 年 12 月に改訂された国際会計基準第 36 号「資産の減損」(International Accounting Standard 36 (revised 2003) “Impairment of Assets”): 以下、IAS36 と略す) によれば、資産の「売却費用控除後の公正価値<sup>(4)</sup>」(fair value less costs to sell) と「利用価値」(use value) のいずれが高い金額である。「売却費用控除後の公正価値」は、取引の知識がある自発的な当事者間で、独立第三者間取引条件による資産の売却から得られる金額から処分費用を控除した額をいい、「利用価

値」は資産または資金生成単位から生じることが期待される将来キャッシュ・フローの現在価値 (present value) である (IAS36, para.6)。

要するに、「回収可能価額」とは、(a) 現在の販売市場で当該資産を売却処分して受け取ることができる「正味売却価格」(net selling price) と (b) 当該資産を売却処分しないで保有・利用することにより受け取るであろう将来キャッシュ・フローを適切な割引率によって現在時点の価値に割り引いた「利用価値」との高い金額であり、出口価値 (exit value) として最高額である (菊谷 [2002] 17 頁)。取得時 (過去) の購買市場における公正価値であった取得原価 (過去の入口価値: entry value) のうち、少なくとも一部が回収できないときは、現在の出口価値である回収可能価額まで切り下げ、その回収可能価額を新規の帳簿価額とする会計方針が「減損処理」である。

たとえば、機械装置 (取得原価 1,000 万円、帳簿価額 600 万円、残存価額 0 円、耐用年数 5 年、経過年数 2 年) の正味売却価格が 400 万円であり、売却しないで 3 年間の継続利用により毎年 150 万円のキャッシュ・フロー (割引率: 4%) と利用後の処分価額 75 万円 (割引前キャッシュ・フローの総額 525 万円) が見込めると想定した場合、減損損失の測定のために回収可能

性価額を計算するには、まず、下記算式により利用価値を求めなければならない(菊谷[2007]47頁一部加筆修正)。

$$\frac{150\text{万円}}{1.04} + \frac{150\text{万円}}{1.04^2} + \frac{150\text{万円}+75\text{万円}}{1.04^3} = 483\text{万円}$$

利用価値(483万円)が正味売却価格(400万円)より高いので、回収可能価額は利用価値の483万円となる。帳簿価額(600万円)の回収可能価額(483万円)との差額(117万円)が「減損損失」として計上される。

(借) 減損損失 1,170,000  
 (貸) 減損損失累計額 1,170,000

減損損失を計上した後、当該資産の用途変更・経済状況の変化・見積りの訂正等のために「回収可能価額」が上昇することもある。この場合、IAS36では、「減損損失の戻入れ」(reversal of impairment loss)を損益計算書に収益として計上しなければならない。ただし、減損損失の戻入れによって増加する資産の帳簿価額は、過年度において認識された減損損失がなかった場合の(減価償却控除後の)帳簿価額を超えては

ならない(IAS36, paras.117 and 119)。すなわち、取得原価主義の枠内で取得原価に基づく帳簿価額までは減損損失を戻し入れることができるが、取得原価を上回ることにはできない。

たとえば、上記の機械装置について、翌年度末(経過年数3年)に回収可能価額が500万円に上昇したため、取得原価に基づく帳簿価額(400万円)まで減損損失の戻入れを行った場合、下記の仕訳処理が必要である。

(借) 備品 780,000  
 (貸) 減損損失戻入れ 780,000\*  
 \*(10,000,000-10,000,000÷5年×3年)-(4,830,000-4,830,000÷3年)=780,000

さらに、翌年度末(経過年数4年)に回収可能価額が102万円に下落した場合、再度、減損損失を計上する仕訳処理が必要である。

(借) 減損損失 980,000  
 (貸) 減損損失累計額 980,000

図2では、IASBの「原価モデル」を採用した場合における減損処理の数値が示されている。

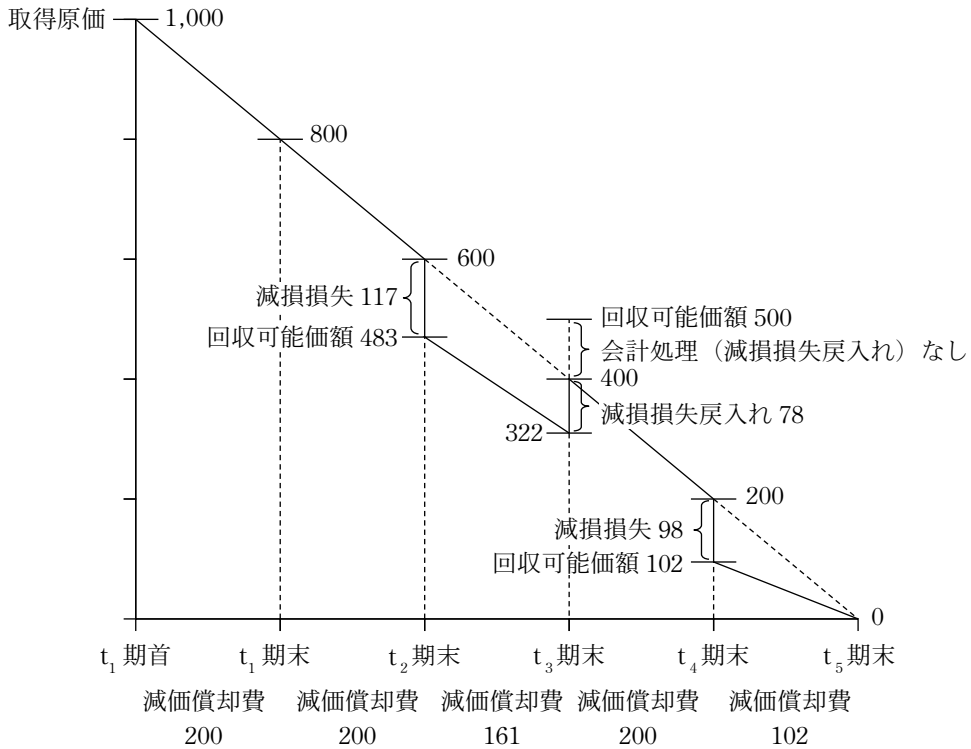


図2 IAS36における減損処理 (単位: 万円)



なお、わが国の企業会計審議会が2002年8月9日に公表した「固定資産の減損に係る会計基準」(以下、「減損会計基準」と略す)は、①減損の認識規準として「蓋然性規準」を採用しているので、減損の存在が相当程度確実な場合に限って減損損失の認識・測定を行っていること、②減損損失の戻入は事務負担を増大させる恐れがあること等を理由に「減損損失の戻入」を行わない(「減損会計基準」三・2)。

IASBは、①減損損失の戻入によって利用者に対して資産の将来の便益可能性に関する有用な指標を提供すること、②減損損失の戻入が禁止されれば、当該年度に減価償却費が低くなるために、その後の年度には利益を過大計上する乱用を招く危険性があること等を理由に「減損損失の戻入」を要求している(IAS36, para. BCZ184)。

## 2. 再評価資産の減損損失

前述したように、IAS16では有形固定資産の再評価を選択適用できる。IAS16の規定に準拠するIAS36(para.61)によれば、再評価された資産の減損損失は、当該損失が当該資産に関する再評価剰余金の金額を超えない範囲で、当該資産の再評価剰余金の減額として直接に認識される。つまり、再評価資産の減損処理としては、過去に累積していた再評価剰余金を超過しない範囲まで直接に相殺し、その相殺後の残額が「減損損失」として損益計算書に計上される。

減損損失の戻入は、再評価剰余金で株主持分に直接に貸記されるが、減損損失が過去の損益計算書に認識されているならば、その減損損失の戻入は損益計算書に算入される(IAS36, para.120)。要するに、再評価された資産の減損損失は、再評価の減額として処理され、相殺・減額後の残額を減損損失として認識するが、将来の再評価時には当該減損損失を戻し入れて取得原価まで回復した後に、再評価剰余金を設定することになる。

たとえば、前記設例(取得原価100万円、耐用年数5年、残存価額0円、定額法による備品)において、下記のように、備品の時価と回収可

能価額が変動したと想定する。その場合、回収可能価額の測定では、いずれも正味売却価格よりも利用価値が高かったので、回収可能価額は利用価値とすると仮定した。

(1)  $t_1$  期首に備品を100万円で取得したが、 $t_1$  期末に時価が72万円に下落していた。

$t_1$  期首(当初測定時・取得時):  
 (借) 備品 1,000,000  
 (貸) 現金 1,000,000

$t_1$  期末(償却時):  
 (借) 減価償却費 200,000  
 (貸) 減価償却累計額 200,000

$t_1$  期末時(再評価時):  
 (借) 固定資産評価損 80,000<sup>(1)</sup>  
 (貸) 備品 80,000  
 (1)  $720,000 - (1,000,000 - 200,000)$   
 $= \Delta 80,000$

「再評価モデル」では、時価(72万円)を期末評価額としなければならないので、取得原価に基づく帳簿価額(80万円)と時価と差額は固定資産評価損として計上される。

(2)  $t_2$  期末に回収可能価額(利用価値)が48万円に下落した。

$t_1$  期末(償却時):  
 (借) 減価償却費 180,000<sup>(2)</sup>  
 (貸) 減価償却累計額 180,000

$t_2$  期末時(回収可能価額下落時):  
 (借) 減損損失 60,000<sup>(3)</sup>  
 (貸) 備品 60,000

(2)  $(1,000,000 - 200,000 - 80,000)$   
 $\div (5年 - 1年) = 180,000$

(3)  $480,000 - (1,000,000 - 200,000 - 80,000 - 180,000) = \Delta 60,000$

(3)  $t_3$  期末に回収可能価額(利用価値)が44万円に上昇し、時価が52万円に上昇した。(b)法を採用する)

$t_3$  期末(償却時):  
 (借) 減価償却費 160,000<sup>(4)</sup>  
 (貸) 減価償却累計額 160,000

$t_3$  期末(再評価時・減損損失戻入時):  
 (借) 減価償却累計額 540,000<sup>(5)</sup>  
 (貸) 備品 540,000  
 (借) 備品 980,000

(貸) 減価償却累計額	780,000 <sup>(6)</sup>
減損損失戻入れ	80,000 <sup>(7)</sup>
再評価剰余金	120,000 <sup>(8)</sup>

(4)  $480,000 \div (5年 - 2年) = 160,000$

(5)  $200,000 + 180,000 + 160,000 = 540,000$

(6)  $(520,000 \div 2年) \times 3年 = 780,000$

(7)  $(1,000,000 - 200,000 \times 3年) - (480,000 - 480,000 \div 3年) = 80,000$

(8)  $520,000 - (1,000,000 - 200,000 \times 3年) = 120,000$

「減損損失戻入れ」は、取得原価に基づく帳簿価額 40 万円 (= 100 万円 - 20 万円 × 3 年) を超えてはならないので、12 万円 (= 回収可能価額 44 万円 - 旧簿価 32 万円) ではなく、8 万円 (= 40 万円 - 32 万円) と計上される。

(4)  $t_4$  期末に回収可能価額 (利用価値) が 16 万円まで下落した (単位: 万円)。

$t_4$  期末 (償却時):

(借) 減価償却費	260,000 <sup>(9)</sup>
(貸) 減価償却累計額	260,000

$t_4$  期末 (回収可能価額下落時):

(借) 減損損失	40,000 <sup>(10)</sup>
再評価剰余金	60,000 <sup>(11)</sup>
(貸) 備品	100,000

(9)  $520,000 \div (5年 - 3年) = 260,000$

(10)  $160,000 - (1,000,000 - 200,000 \times 4年) = \Delta 40,000$

(11)  $(520,000 - 520,000 \div 2) - (1,000,000 - 200,000 \times 4年) = 60,000$

「減損損失」は、過去に累積していた再評価剰余金のうち 6 万円を相殺・減額した 4 万円となる。

(5)  $t_5$  期末 (償却時):

(借) 減価償却費	160,000
(貸) 減価償却累計額	160,000

なお、比較参考のために、IASB が採用する「原価モデル」における減損処理について、前記設例と同じ数値を用いて仕訳処理を行ってみる。

(1)  $t_1$  期首に備品を 100 万円で取得したが、 $t_1$

期末に時価が 72 万円に下落した。

$t_1$  期首 (当初測定時・取得時):

(借) 備品	1,000,000
(貸) 現金	1,000,000

$t_1$  期末 (償却時):

(借) 減価償却費	200,000
(貸) 減価償却累計額	200,000

$t_1$  期末時 (再測定時): 仕訳なし

「原価モデル」では、帳簿価額は取得原価に基づく 80 万円であるので、固定資産評価損の計上はない。

(2)  $t_2$  期末に回収可能価額 (利用価値) が 48 万円に下落した。

$t_1$  期末 (償却時):

(借) 減価償却費	200,000
(貸) 減価償却累計額	200,000

$t_2$  期末時 (回収可能価額下落時):

(借) 減損損失	120,000 <sup>(1)</sup>
(貸) 備品	120,000

(1)  $480,000 - (1,000,000 - 200,000 \times 2年) = \Delta 120,000$

「減損損失」は、取得原価に基づく帳簿価額 60 万円が回収可能価額 48 万円と比較されるので、12 万円と計上される。

(3)  $t_3$  期末に回収可能価額 (利用価値) が 44 万円に上昇し、時価が 52 万円に上昇した。

$t_3$  期末 (償却時):

(借) 減価償却費	160,000 <sup>(2)</sup>
(貸) 減価償却累計額	160,000

$t_3$  期末 (再測定時・減損損失戻入時):

(貸) 減価償却累計額	560,000 <sup>(3)</sup>
(貸) 備品	560,000
(借) 備品	680,000

(貸) 減価償却累計額	600,000 <sup>(4)</sup>
減損損失戻入れ	80,000 <sup>(5)</sup>

(2)  $480,000 \div (5年 - 2年) = 160,000$

(3)  $200,000 + 200,000 + 160,000 = 560,000$

(4)  $200,000 \times 3年 = 600,000$   
(取得原価による)

(5)  $(1,000,000 - 200,000 \times 3年) - (480,000 - 480,000 \div 3年) = 80,000$

「減損損失戻入れ」は、取得原価に基づく帳簿価額 40 万円までに限定される。

(4)  $t_4$  期末に回収可能価額（利用価値）が 16 万円まで下落した（単位：万円）。

$t_4$  期末（償却時）：

（借）減価償却費 200,000 <sup>(6)</sup>  
 （貸）減価償却累計額 200,000

$t_4$  期末（回収可能価額下落時）：

（借）減 損 損 失 40,000 <sup>(7)</sup>  
 （貸）備 品 40,000

(6)  $400,000 \div (5年 - 3年) = 200,000$

(7)  $160,000 - (1,000,000 - 200,000 \times 4年) = \Delta 40,000$

(5)  $t_5$  期末（償却時）：

（借）減価償却費 160,000  
 （貸）減価償却累計額 160,000

図3では、IAS36（2003年改訂）の「再評価モデル」を採用した場合（実線）における再評価・減損処理の仕訳処理に基づく金額が、図形化されている。

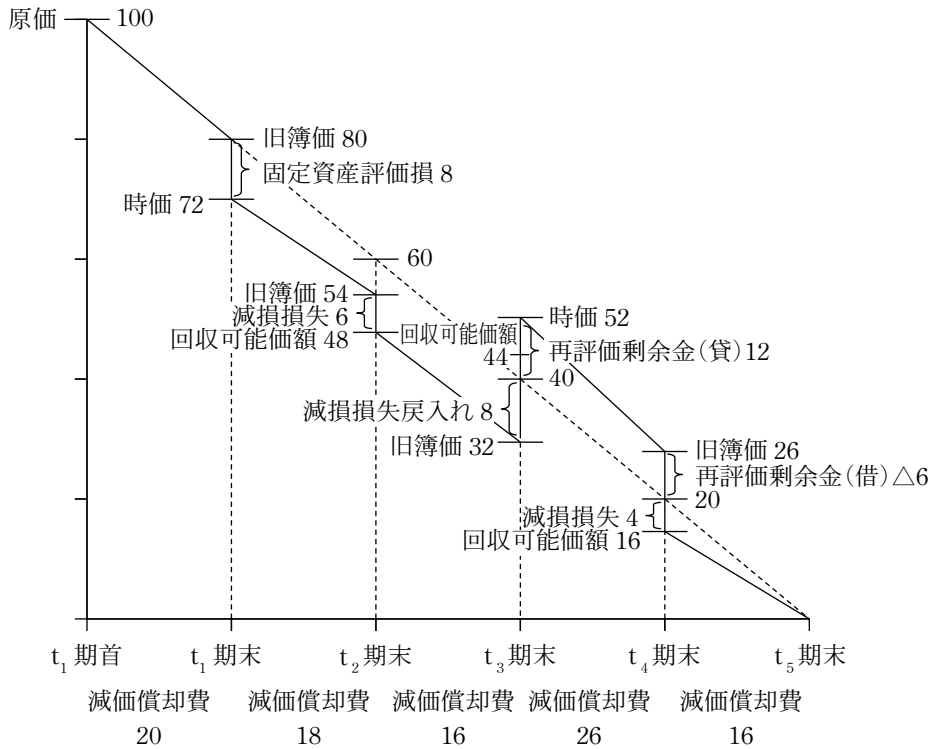


図3 IAS36における再評価モデルに基づく再評価・減損処理（単位：万円）

図3から解明できるように、「再評価モデル」を採用する場合、「原価モデル」とは異なり、 $t_1$  期末に備品 80 万円（＝取得原価 100 万円－ $t_1$  期末減価償却累計額 20 万円）の時価が 72 万円に下落しているため、帳簿価額と時価との差額 8 万円が「固定資産評価損」として計上される。また、 $t_1$  期末において当該備品の減価償却後の帳簿価額 80 万円から固定資産評価損 8 万円を減額され、新規の帳簿価額は 72 万円となる。

他方、「原価モデル」を採用している場合、 $t_1$  期末には再評価は行わないので、 $t_1$  期末における備品の帳簿価額は取得原価から減価償却累計額を控除した 80 万円のみである。

$t_2$  期末には、「再評価モデル」の採用により減価償却の基礎価額が 72 万円となっていたため、この金額に基づいて減価償却費は 18 万円と計算される。なお、備品の回収可能価額が 48 万円に下落したために、 $t_2$  期末における減損処理前

の帳簿価額 54 万円 (=  $t_1$  期末における再評価額 72 万円 -  $t_2$  期の減価償却累計額 18 万円) と回収可能価額 48 万円との差額 6 万円は、「減損損失」として帳簿価額から減額される。したがって、 $t_2$  期末における減損処理後の新規帳簿価額は回収可能価額の 48 万円となる。

他方、「原価モデル」を採用する場合、減価償却の基礎価額が 80 万円であるので、この金額に基づいて計算される減価償却費は 20 万円である。なお、 $t_2$  期末における減損処理前の帳簿価額 60 万円 (= 100 万円 - 20 万円 × 2 年) と回収可能価額 48 万円との差額 12 万円が減損損失として帳簿価額から減額されるので、 $t_2$  期末における新規の帳簿価額は、「再評価モデル」を採用する場合と同様に、回収可能価額の 48 万円である。

$t_3$  期末には、「再評価モデル」を採用した場合、減価償却の基礎価額が 48 万円となっているので、この金額に基づいた減価償却費は 16 万円と計算される。さらに、備品の時価が 52 万円に上昇していたが、 $t_3$  期末における帳簿価額 32 万円と時価 52 万円との差額 20 万円のうち、「減損損失の戻入れ」は、取得原価に基づく帳簿価額 40 万円 (= 取得原価 100 万円 -  $t_3$  期末減価償却累計額 20 万円 × 3 年) を超えてはならないので、8 万円に限定される。相殺後の残額 12 万円 (= 20 万円 - 8 万円) は、再評価剰余金とし

て積み立てられる。したがって、 $t_3$  期末における新規帳簿価額は、時価による 52 万円である。

他方、「原価モデル」を採用している場合、「再評価モデル」と異なり、 $t_3$  期末に備品の時価 52 万円に上昇していても再評価されないの、 $t_3$  期末における新規の帳簿価額は、減損損失の戻入れ前の帳簿価額 (32 万円) に減損損失戻入れ (8 万円) を加算した 40 万円 (取得原価 100 万円から取得原価に基づく減価償却累計額 60 万円を控除した金額) に止まる。

$t_4$  期末には、「再評価モデル」を採用した場合、減価償却の基礎価額が 52 万円となっているので、減価償却費はこの 52 万円に基づいて 26 万円と算定される。なお、備品の回収可能価額が 16 万円まで下落した結果、下落額 10 万円 (= 26 万円 - 16 万円) のうち、過去に累積していた再評価剰余金 12 万円を超過しない範囲内で直接に相殺し、その相殺後の残額が「減損損失」として損益計算書に算入される。その場合、減損損失として計上される金額は、過年度に認識された減損損失がなかった場合の帳簿価額 (すなわち、取得原価に基づく減価償却累計額控除後の帳簿価額) 20 万円を超えてはならないので、 $t_4$  期末における減損損失は 4 万円 (=  $t_4$  期末帳簿価額 16 万円 - 取得原価に基づく帳簿価額 20 万円) と計上され、6 万円 (= 下落額 10 万円 - 減損損失 4 万円) が再評価剰余金の減額

表 3 原価モデルと再評価モデルにおける減損処理の比較 (単位: 円)

評価モデル	勘定科目	$t_1$ 期末	$t_2$ 期末	$t_3$ 期末	$t_4$ 期末	$t_5$ 期末
原価モデル	減価償却費	200,000	200,000	160,000	200,000	160,000
	減価償却累計額	200,000	400,000	600,000	800,000	960,000
	減損損失	—	120,000	—	40,000	—
	固定資産評価損	—	—	—	—	—
	再評価剰余金	—	—	—	—	—
	減損損失戻入れ	—	—	80,000	—	—
	備品(帳簿価額)	800,000	480,000	400,000	160,000	0
再評価モデル	減価償却費	200,000	180,000	160,000	260,000	160,000
	減価償却累計額	200,000	380,000	780,000	1,040,000	1,200,000
	減損損失	—	60,000	—	40,000	—
	固定資産評価損	80,000	—	—	—	—
	再評価剰余金	—	—	120,000	△ 60,000	—
	減損損失戻入れ	—	—	80,000	—	—
	備品(帳簿価額)	720,000	480,000	520,000	160,000	0

出所: 著者作成。

(借方)として計上される。なお、 $t_4$  期末における備品の帳簿価額は、回収可能価額の16万円となる。

他方、「原価モデル」を採用した場合には、 $t_4$  期末には減価償却の基礎価額は40万円となっているので、この金額に基づいて減価償却費は20万円と計算される。 $t_4$  期末に備品の回収可能価額は16万円まで下落しているため、 $t_4$  期末における減損処理前帳簿価額20万円(=取得原価100万円-取得原価に基づく減価償却累計額80万円)と回収可能価額16万円との差額4万円が「減損損失」として計上される。なお、 $t_4$  期末における減損処理後の帳簿価額は、「再評価モデル」を採用した場合と同様に、回収可能価額の16万円である。

$t_5$  期末では、「再評価モデル」を採用した場合でも「原価モデル」を採用した場合でも、減価償却の基礎価額は同じ16万円であるため、減価償却費はともに16万円と計算される。

表3では、IASBの「再評価モデル」を採用した場合における減損処理について、「原価モデル」と比較した数値が示されている。

## V 再評価モデルに対する理論的考察 —菊谷説の開陳—

### 1. 再評価差額の会計処理と期中平均時価法による減価償却費

#### (1) 再評価差額の会計処理

IAS16が示した「再評価モデル」の特徴としては、有形固定資産を再評価した場合における増加額は「再評価剰余金」の科目を付してOCIに認識され、株主持分に貸記されなければならないが、認識中止時点(売却・撤去時点等)には利益剰余金に振り替える必要がある。さらに、減価償却資産の減価償却は、本稿では、前期末時価をベースにして、すなわち一時点の時価に基づいて算出されている。

再測定時点(期末評価時点)に有形固定資産を再評価した場合、時価と取得原価(帳簿価額)との再評価差額をどのように処理すべきであるかについては、理論的には、図4が示すように、(a) 当期損益処理、(b) 利益剰余金計上処理、(c) 一旦OCIに計上し、実現時に利益剰余金に振り替える会計処理および(d) 資本剰余金計上処理が考えられる。

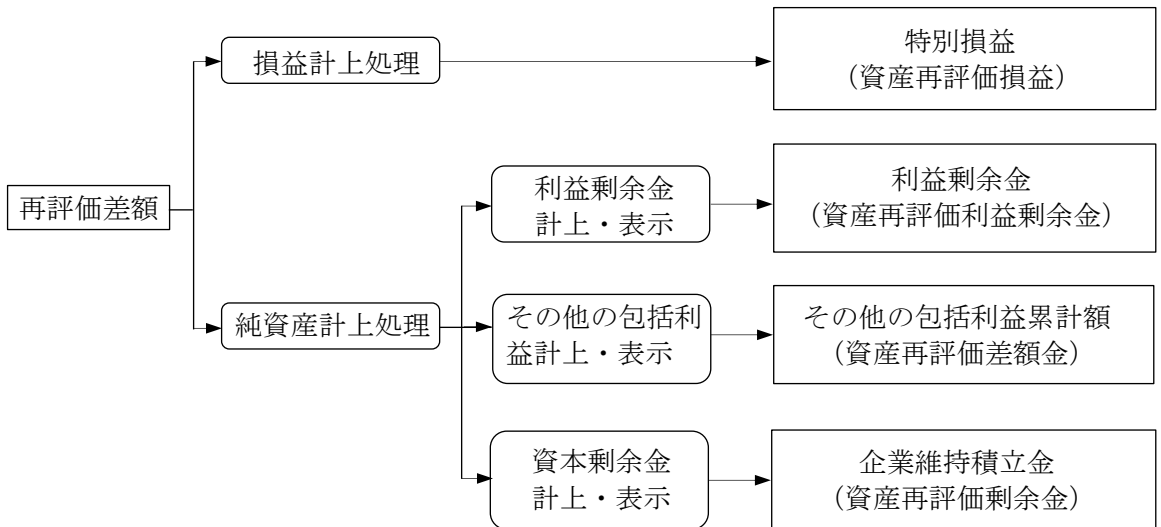


図4 有形固定資産の再評価差額の会計処理と表示項目・勘定科目

出所：菊谷正人〔2020〕『時価の算定に関する会計基準』に対する批判的考察『経営志林』第57巻第3号、32頁。

IAS16では、「再評価剰余金」の会計処理は、繰延利益(OCI)として当期利益には算入しないが、いずれ売却譲渡時等に利益剰余金に振り替える(c)の会計処理が採択されている。

卑見によれば、再評価という会計行為から生じる資本利得(capital gain)を処分可能利益に算入すれば、その部分が社外流出され、企業の実体資本維持(Substanzkapitalerhaltung)あるいは営業能力維持(maintenance of operating capacity)は図れないので、継続企業(企業維持)の観点から、再評価差額は利益ではなく資本修正(capital adjustment, Kapitalkorrektur)として処理されるべきである(菊谷[1991]306頁)。

つまり、卑見では、(d)資本剰余金計上処理が採択され、価格上昇時には再評価差額は「再評価剰余金」に貸方記入される一方、価格下落時には「再評価剰余金」に借方記入され、減額修正(または減資処理)されなければならない。

## (2) 期中平均時価法による減価償却費

価格変動による架空損益を除去するためには、減価償却費(depreciation expense, Abschreibung)は時価に基づいて算定しなければならないが、ドイツのシュミット(Schmidt[1929]SS.186-189)、オーストリアのギンザー(Gynther[1966]pp.112-116)、日本の菊谷(1991, 302-303頁)が主張しているように、期中に稼得される売上収益額は当該期間中に平均価格でほぼ計上されているので、減価償却費は、期首一時点あるいは期末一時点における時価に基づくのではなく、期間中の平均時価(average current cost)あるいは平均調達時価(durchschnittlich Tagesbeschaffungswert)に基づいて計算されるべきである。

減価償却費は、有形固定資産の用役潜在力が当該期間にわたって活性化した活動費であり、収益(revenue, Ertrag)を稼得するための価値犠牲として費消した部分であるので、事業活動に貢献した費消分は収益との関連において当該期間全般のカレントな時価に基づかなければならない。減価償却費は、収益との同期間的・同質的価値対応のために期中平均時価法による会

計処理を講じるべきであり、期末一時点の時価による減価償却費計上は過大償却(over-depreciation, überhöhte Abschreibung)である。

取得原価に基づく減価償却費と期中平均時価法に基づく減価償却費との差額は、企業の実体資本維持・営業能力維持のために資本性の減価償却修正(depreciation adjustment, Abschreibungskorrektur)または資本準備金(capital reserve, Kapitalreserve)で処理することになる。IAS16のように、当該資産が売却されるときにでも再評価剰余金は利益剰余金に振り替えるのではなく、企業の事業継続中には累積されるべきである。厳密に言えば、再評価剰余金は「株主持分」(shareholders' equity)ではなく企業維持のための「企業体持分」(enterprise equity)である<sup>(5)</sup>。

たとえば、 $t_1$ 期首に備品(耐用年数5年、残存価額0、定額法による)を100万円で取得し、 $t_2$ 期末に時価が72万円と2割増しに上昇した場合、 $t_2$ 期における減価償却費を平均時価法により算定するならば、下記のような仕訳処理が必要である。

$t_2$ 期末 (再評価・償却時時) :		
(借) 備品	120,000	<sup>(1)</sup>
(貸) 再評価剰余金	120,000	
(借) 減価償却費	220,000	<sup>(2)</sup>
(貸) 減価償却累計額	200,000	
再評価剰余金	20,000	
(1)	$720,000 - 600,000 = 120,000$	
(2)	$(800,000 \div 4年 + 720,000 \div 3年) \div 2 = 220,000$	

期中平均時価法によれば、 $t_2$ 期首における基礎価額80万円に基づいた減価償却費20万円(=800,000÷4年)と $t_2$ 期末における基礎価額(時価)72万円に基づいた減価償却費24万円(=720,000÷3年)の平均計算(Durchschnittsrechnung)によって、減価償却費は22万円と計算される。

$t_3$ 期末・ $t_4$ 期末・ $t_5$ 期末 (償却時) :		
(借) 減価償却費	240,000	
(貸) 減価償却累計額	200,000	
再評価剰余金	40,000	

表4では、IAS16の再評価モデル(時価上昇

時)と卑見による再評価モデルにおける勘定科目の金額が比較されている。

表4 IAS16の再評価モデル(時価上昇時)と菊谷説における勘定科目の金額の比較(単位:円)

評価モデル	勘定科目	t <sub>1</sub> 期末	t <sub>2</sub> 期末	t <sub>3</sub> 期末	t <sub>4</sub> 期末	t <sub>5</sub> 期末
IASBの再評価モデル	減価償却費	200,000	200,000	240,000	240,000	240,000
	減価償却累計額	200,000	480,000	720,000	960,000	1,200,000
	再評価剰余金	—	120,000	—	—	—
	備品(帳簿価額)	800,000	720,000	480,000	240,000	0
菊谷説による再評価モデル	減価償却費	200,000	220,000	240,000	240,000	240,000
	減価償却累計額	200,000	400,000	600,000	800,000	1,000,000
	再評価剰余金	—	140,000	40,000	40,000	40,000
	備品(帳簿価額)	800,000	720,000	480,000	240,000	0

出所: 著者作成。

## 2. 再評価資産の減損損失に対する会計処理

IAS36が示した「再評価資産の減損損失」の会計処理の特徴は、減損損失の戻れを行うが、その戻れでは、過去に設定・累積していた再評価剰余金の金額を超えない範囲で再評価剰余金を減額し、相殺・減額後の残額を減損損失として認識している点である。その後の将来における再評価時には、当該減損損失を戻し入れて取得原価まで回復した後に、再評価剰余金を設定することになる。要するに、減価償却費の計算と同様に、取得原価主義の枠内で取得原価に基づく帳簿価額までは減損損失を戻し入れることができるが、投資総額(取得原価)を上回ることはできない。

そもそも「減損」とは、有形固定資産の「収益性低下」によって投資額の回収が見込めなくなった状態であり、投資の失敗によって生じた経済的事象である。「収益性低下」をもたらした「投資の失敗」は直接的には経営者の判断ミス(意思決定の失敗)であるが、意思決定後における経済状況の変化(たとえば、市場低迷、それに伴う当該資産の用途変更等)が起因していると言える。「減損」は、間接的には、経営者がコントロールできない外部的経済事象・不確定要素(たとえば、価格変動・金利変動・為替相場変動等)から生じている。継続的・通常の・内部的な営業取引等のように、経営者がコントロールできる取引とは異なり、基本的には、事業活動の遂行上、経営者がコントロールできない外部的経済事象・不確定要素から生じている

「減損」には、資本剰余金計上処理が採択され、「再評価剰余金」に借方記入され、減額修正(または減資処理)されるべきである(菊谷[2001]12-13頁)。

たとえば、再評価資産の「減損損失」と「減損損失戻れ」について解説した前記設例(取得原価100万円、耐用年数5年、残存価額0円、定額法による備品)と同じ金額を用いるならば、下記のような仕訳処理が行われる。

(1) t<sub>1</sub>期首に備品を100万円で取得したが、t<sub>1</sub>期末に時価が72万円に下落していた。

t<sub>1</sub>期首(当初測定時・取得時):

(借) 備品 1,000,000  
(貸) 現金 1,000,000

t<sub>1</sub>期末時(再評価時):

(借) 再評価剰余金 80,000<sup>(1)</sup>  
(貸) 備品 80,000

t<sub>1</sub>期末(償却時):

(借) 減価償却費 190,000<sup>(2)</sup>  
再評価剰余金 10,000  
(貸) 減価償却累計額 200,000

$$(1) 720,000 - (1,000,000 - 200,000) = \Delta 80,000$$

$$(2) (1,000,000 \div 5年 + 720,000 \div 4年) \div 2 = 190,000$$

減価償却費は期中平均時価法により算定し、期中平均時価法に基づく減価償却費と取得原価に基づく減価償却費との差額は資本修正(再評価剰余金)として処理される。次期以降の各期においても、減価償却費の算定には期中平均時価法が採用される。

(2)  $t_2$  期末に回収可能価額が 48 万円に下落した。

$t_2$  期末 (償却時) :

(借) 減価償却費	170,000 <sup>(3)</sup>
再評価剰余金	30,000
(貸) 減価償却累計額	200,000

$t_2$  期末時 (再評価時・回収可能価額下落時) :

(借) 再評価剰余金	40,000 <sup>(4)</sup>
(貸) 備品	40,000

(3)  $(720,000 \div 4年 + 480,000 \div 3年) \div 2 = 170,000$

(4)  $480,000 - (1,000,000 - 80,000 - 200,000 - 200,000) = \Delta 40,000$

「減損損失」も、有形固定資産の資本修正とみなし、「再評価剰余金」(資本剰余金)の減額(減資)として処理される。

(3)  $t_3$  期末に回収可能価額(利用価値)が 44 万円に上昇し、時価が 52 万円に上昇した。

$t_3$  期末 (償却時) :

(借) 減価償却費	210,000 <sup>(5)</sup>
-----------	------------------------

(貸) 減価償却累計額	200,000
再評価剰余金	10,000

$t_3$  期末 (再評価時) :

(借) 備品	240,000
(貸) 再評価剰余金	240,000 <sup>(6)</sup>

(5)  $(480,000 \div 3年 + 520,000 \div 2年) \div 2 = 210,000$

(6)  $520,000 - (480,000 - 200,000) = 240,000$

「減損損失戻入れ」も、有形固定資産の資本修正として処理される。

(4)  $t_4$  期末に回収可能価額が 16 万円まで下落した(単位:万円)。

$t_4$  期末 (償却時) :

(借) 減価償却費	210,000 <sup>(7)</sup>
(貸) 減価償却累計額	200,000
再評価剰余金	10,000

$t_4$  期末 (再評価時・回収可能価額下落時) :

(借) 再評価剰余金	160,000 <sup>(8)</sup>
(貸) 備品	160,000

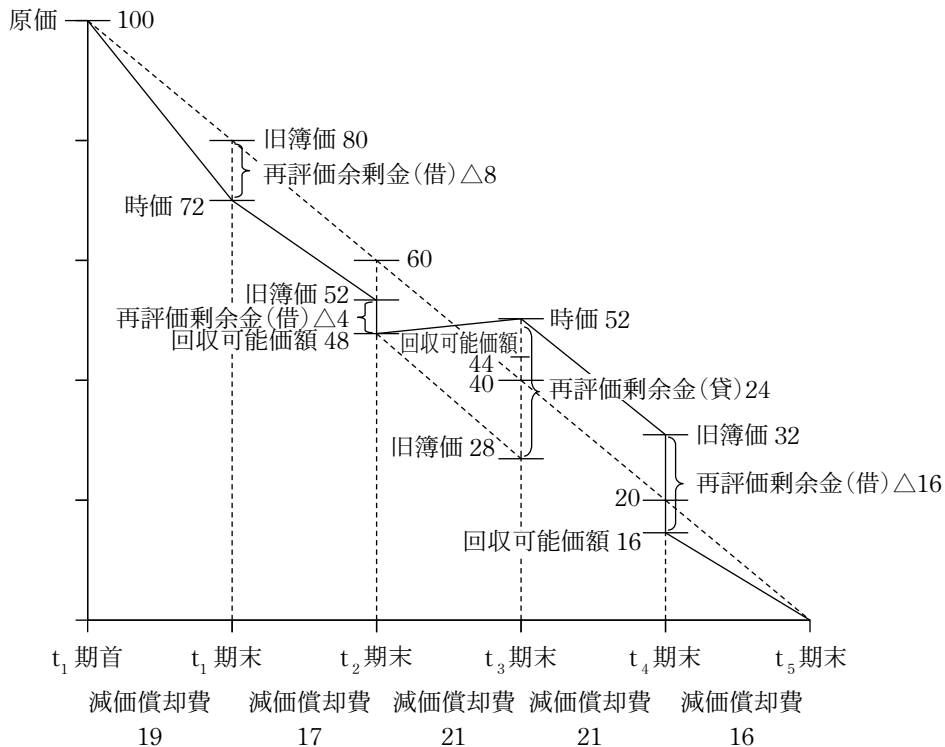


図5 菊谷説の再評価モデルに基づく再評価・減損処理(単位:万円)



- (7)  $(520,000 \div 2年 + 160,000 \div 1年) \div 2 = 210,000$
- (8)  $160,000 - (520,000 - 200,000) = \Delta 160,000$
- (5)  $t_5$  期末 (償却時) :
  - (借) 減価償却費 160,000
  - 再評価剰余金 40,000
  - (貸) 減価償却累計額 200,000

図5では、菊谷説に基づいた「再評価モデル」を採用した場合(実線)における再評価・減損処理の仕訳処理に基づく金額が、図形化されている。

図5から解明できるように、減価償却費に期中平均時価法を採用し、減損損失および減損損失戻入れも資本修正として処理する場合、 $t_1$  期末に備品の時価が下落しているため、資本剰余

金計上処理に基づいて再評価差額8万円は、「固定資産評価損」ではなく、「再評価剰余金」の減額(減資)として計上される。同様に、 $t_4$  期末において時価が上昇した場合には、「再評価剰余金」の増額(増資)として計上される。 $t_2$  期末と $t_4$  期末における回収可能価額の下落も、資本剰余金計上処理に基づいて「再評価剰余金」の減額(減資)として計上される。また、各期における減価償却費は期中平均時価法で算定され、それぞれ19万円、17万円、21万円、21万円、16万円と計算され、「原価モデル」を採用している場合のように毎期20万円ではない。

表5では、IAS36における再評価資産の減価償却・減損処理と卑見による再評価資産の減価償却・減損処理における勘定科目の金額が比較されている。

表5 IAS36と菊谷説の再評価資産の減価償却・減損処理の比較 (単位:円)

評価モデル	勘定科目	$t_1$ 期末	$t_2$ 期末	$t_3$ 期末	$t_4$ 期末	$t_5$ 期末
IAS36による再評価資産の減損処理	減価償却費	200,000	180,000	160,000	260,000	160,000
	減価償却累計額	200,000	380,000	780,000	1,040,000	1,200,000
	減損損失	—	60,000	—	40,000	—
	固定資産評価損	80,000	—	—	—	—
	再評価剰余金	—	—	120,000	$\Delta 60,000$	—
	減損損失戻入れ	—	—	80,000	—	—
菊谷説による再評価資産の減損処理	備品(帳簿価額)	720,000	480,000	520,000	160,000	0
	減価償却費	190,000	170,000	210,000	210,000	160,000
	減価償却累計額	200,000	400,000	600,000	800,000	1,000,000
	減損損失	—	—	—	—	—
	固定資産評価損	—	—	—	—	—
	再評価剰余金	$\Delta 90,000$	$\Delta 70,000$	250,000	$\Delta 150,000$	$\Delta 40,000$
減損損失戻入れ	—	—	—	—	—	
	備品(帳簿価額)	720,000	480,000	520,000	160,000	0

出所: 著者作成。

## VI むすび — 卑見に代えて —

わが国では、有形固定資産の期末評価基準には取得原価主義しか認められていない。減損損失の戻入れも禁止されている。IASBは、有形固定資産の期末評価基準に再評価モデルの選択適用を容認し、減損損失の戻入れを強制適用している。

取得原価主義によれば、価格変動時には、非貨幣資産とりわけ有形固定資産の取得原価は再測定時の時価とは乖離し、含み損益を含む非現

実的な会計数値とならざるを得ない。また、取得年次が異なる資産の過去の取得原価を集計したとしても、異なる測定時における取得原価を単純に寄せ集めたに過ぎない。確実な会計数値であるが、現時点では価値的に不適正となった過去の取得原価よりも、概算的な見積数値であるが、現時点の市場価値を示す公正価値(時価)の方が現在における利害関係者にとっては有用な会計数値であると言えるであろう。

IASBは、2012年に修正されたIAS16(2012

年修正)において、「公正価値」の定義を売却価格に変更した。ただし、再測定時における「公正価値」とは、原則的に言えば、算定日現在の独立企業間取引 (arm's length transaction) における市場価値である。市場は、購買市場と販売市場に分類されるので、公正価値 (時価) は購買市場の公正価値 (再調達原価) と販売市場の公正価値 (売却価格) に分けられるべきであり、売却価格のみを公正価値と表現するには問題がある。購買市場と販売市場の公正価値がほぼ等しいような金融資産とは異なり、有形固定資産の再調達原価と売却価格とは著しく異なる場合が多い。高度に特殊化され、しかも、他に転用することが非常に困難である有形固定資産にとって、正味売却価格は極めて低い金額にならざるを得ないと言っても過言ではない (菊谷 [2020] 31 頁)。

有形固定資産は、企業の営業活動 (財貨の生産または用役の提供等) のために継続して利用する目的で所有されている事業用資産であり、通常の営業過程では販売することを意図していない物的資産である。企業にとって最高・最良の利用 (the highest and best use) のために所有される有形固定資産の資産性はその利用可能性または生産可能性にあると考えられるので、当該資産の売却によって受け取る売却価格ではなく、当該資産と同等の営業能力または生産能力を有する「再調達原価」 (replacement cost, Wiederbeschaffungswert) による再測定が行われるべきである。資産の運用または市場価値変動によって利益を獲得することを目的した金融投資による「金融資産」の再評価差額は、いずれ利益に算入される可能性があるのに対し、事業の遂行を通じて将来の経済的便益を得ることを目的とした事業投資による「事業用資産」は、原則として、事業遂行のために所有されている。利用目的のための有形固定資産は、継続的に利用・保有され続け、企業の継続的営業活動のために再調達されなければならない (菊谷 [2020] 32 - 33 頁)。有形固定資産の公正価値 (時価) としては、土地等には市場価値、減価償却資産には減価償却後の再調達原価が採用されるべきである。

また、「再評価モデル」の実践可能性は、経済統計 (価格指数) の精微化、コンピュータ・事務処理機の発達、AI の活用等により向上している。有形固定資産に対して取得原価主義会計 (原価モデル) を金科玉条の如く墨守する制度的欠陥は是正されるべきであり、国際的経済環境の変化や会計基準の国際的収斂に対応していくためには、時価主義会計 (再評価モデル) を一つの評価基準として選択できる会計環境が整備される必要がある。つまり、有形固定資産の期末評価基準として、IAS16 のような「原価モデル」と「再評価モデル」の選択適用が制度会計上導入されるべきである。

### 【注】

- (1) 主要国の証券規制当局が加盟している IOSCO の前身は、米国・カナダが南米諸国の資本市場の育成のために証券監督当局・証券取引所を指導する目的として 1974 年に設立した「米州証券監督協会」 (Inter-American Association of Securities Commissions) である。1983 年 5 月に開催された第 8 回大会にフランスの証券取引委員会 (Commission des Opérations de Bourse)、ロンドンの国際証券取引所 (International Stock Exchange of the United Kingdom and the Republic of Ireland Limited) が加盟したのを契機にして、ヨーロッパ・アジア諸国の証券監督当局・証券取引所の加盟が始まった。1986 年 7 月の第 11 回の大会で IOSCO と改称され、1988 年 11 月の第 13 回大会には日本から大蔵省証券局が加盟した。IOSCO は、多国間にまたがる有価証券売出し (multinational securities offerings) およびその他海外での持分・負債証券の発行 (foreign issues of equity and debt securities) に際して相互承認可能な会計基準 (mutually acceptable accounting standards) が必要になるために、IASC との協議により既存 IAS の選択可能な会計処理を大幅に縮小し、統一的な会計基準を作成する IASC の活動を支持することになった。IOSCO にとっては、①財務諸表の国際的比較可能性を促進し、②各国の異なる現行基準による多国籍企業の準拠コストを低減し、③多国籍上場企業の財務諸表の相互承認を実現するために、国際資本市場における財務報告制度の改善が必要であっ

た。IOSCOは、パブリック・セクターとして公正かつ効率的な資本市場を維持するために、証券規制の国際的協調を図っている(菊谷〔2016〕12頁および25頁)。

- (2) 1989年1月1日にIASCが公表したE32の検討対象は、当時公表済みのIAS1からIAS29のうち、12篇(IAS2、8、9、11、16、17、18、19、21、22、23、25)のIASであり、29事項の修正処理案が提示されていた。1982年3月公表のIAS16(1982年)は、1976年10月に公表された国際会計基準第4号「減価償却会計」(International Accounting Standard 4 “Depreciation Accounting”)とともに、1993年11月に改称・改訂されたIAS16(1993年改訂)に吸収・合併されている(菊谷〔2016〕11頁および13頁)。
- (3) 減損損失を測定する前に、まず、減損の兆候(indications)があるか否かを毎期評価し、兆候が存在する場合には、当該資産の回収可能価額を見積もる(IAS36, para.9)。減損の兆候を確認した後は、次に、減損の認識を行う。減損の認識規準として、(a) 減損損失が永久であると考えられる場合に認識する「永久規準」(permanent criterion)、(b) 回収可能価額が帳簿価額を下回る場合に認識する「経済的規準」(economic criterion)、(c) 資産の帳簿価額を回収できない可能性が高い場合に認識する「蓋然性規準」(probability criterion)があるが、IAS36 (para.59)は、資産の回収可能価額が帳簿価額より低い場合に、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額しているので、「経済的規準」を採用している。わが国の「減損会計基準」(ニ・2(1))は、「割引前の将来キャッシュ・フローの総額」と帳簿価額を比較して減損損失を認識するので、「蓋然性規準」を採用している。減損損失が認識される範囲は、「経済的規準」を採用する「割引後のキャッシュ・フローの総額」を用いる回収可能価額よりも相当に狭められるので、より確実性の高い減損損失のみが認識されることになる。
- (4) IAS16(2003年改訂)でいう「売却費用控除後の公正価値」は、IAS16(1998年改訂)(para.5)では「正味売却価格」(net selling price)と呼ばれていたが、全く同じ定義を受け継いでいる。
- (5) ここでいう「持分」とは、資産から負債を控除した差額の概念ではなく、貸借対照表の貸方全体で企業資産の帰属・拘束関係を示す積極的な概念である。

「企業体持分」とは、企業存続・維持のために保持する資産に対する請求、資産に加える拘束であり、企業精算まで処分してはならない持分である(菊谷〔2013〕72頁)。

### <引用文献>

- Camfferman, Kees and Stephen A. Zeff〔2007〕*Financial and Global Capital Markets : A History of the International Accounting Standards Committee 1973-2000*, Oxford University Press.
- Financial Accounting Standards Board〔2006〕Statement of Financial Accounting Standards No.157 “Fair Value Measurements”. …… SFAS157 (Accounting Standards Codification Topic 820) …… Topic 820)
- Gynther, R. S.〔1966〕*Accounting for Price- Level Changes : Theory and Procedures*, Pergamon Press.
- International Accounting Standards Board〔2004〕International Accounting Standard 16 (revised 2003) “Property, Plant and Equipment”. …… IAS16 (2003年改訂)
- International Accounting Standards Board (2004) International Accounting Standard 36 (revised 2003) “Impairment of Assets”. …… IAS36
- International Accounting Standards Board〔2012〕International Accounting Standard 16 (amended 2012) “Property, Plant and Equipment”. …… IAS16(2012年修正)
- International Accounting Standards Committee〔1982〕International Accounting Standard 16 “Accounting for Property, Plant and Equipment”. …… IAS16(1982年)
- International Accounting Standards Committee〔1989〕Exposure Draft 32 “Comparability of Financial Statements”. …… E 32
- International Accounting Standards Committee〔1990〕Statement of Intent “Comparability of Financial Statements”. …… E 32 趣旨書
- International Accounting Standards Committee〔1993〕International Accounting Standard 16(revised 1993) “Property, Plant and Equipment”. …… IAS16(1993年改訂)
- International Accounting Standards Committee〔1998〕

*International Accounting Standard 16(revised1998)*  
“Property, Plant and Equipment”.

..... IAS16 (1998年改訂)

Schmidt, Fritz [1929] (Nachdruck 1951) *Die organische Tageswertbilanz 3 Auflage*, Betriebswirtschaftlicher Verlag Dr.Th. Gabler.

企業会計審議会 [1982] 「企業会計原則」(最終修正)

..... 「企業会計原則」

企業会計審議会 [2002] 「固定資産の減損に係る会計基準」..... 「減損会計基準」

菊谷正人 [1991] 『企業実体維持会計論—ドイツ実体維持学説およびその影響—』同文館。

菊谷正人 [1995] 「会計の概念的フレームワークに関する一考察—『ソロモンズ・レポート』を中心にして—」『政経論叢』第92号。

菊谷正人 [2001] 「有形固定資産の減損会計—減損損失の測定と戻し入れを中心にして—」『政経論叢』第

118号。

菊谷正人 [2002] 「英国における減損会計の特徴」『経理研究』第45号。

菊谷正人 [2007] 「国際会計基準第16号『有形固定資産』の総合的・分析的検討」『経営志林』第44巻第1号。

菊谷正人 [2013] 「『その他の包括利益』の会計処理に関する理論的考察」『会計・監査ジャーナル』第28巻第11号。

菊谷正人 [2016] 『国際会計の展開と展望—多国籍企業会計とIFRS—』創成社。

菊谷正人 [2020] 「『時価の算定に関する会計基準』に対する批判的考察」『経営志林』第57巻第3号。

新田忠誓 [2007] 「国際基準の有形固定資産会計論—わが国思考とIAS16号の相違を考える—」『財務会計研究』第1号。